

岩手県告示第820号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき、岩手県景観計画（平成23年4月1日施行）を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課並びに広域振興局の土木部及び土木部土木センターに備えおいて縦覧に供する。

平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也